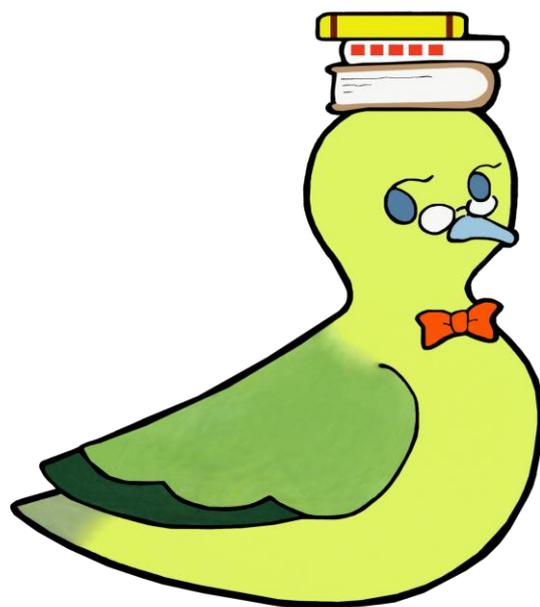


令和5年版

図書館要覧

(令和4年度の利用概要)



市立小樽図書館イメージキャラクター たるぼとちゃん

市立小樽図書館

令和5年版 市立小樽図書館要覧

目 次

1. 市立小樽図書館のあゆみ	1～2
2. 施設の概要	3
3. 図書館の予算	4
4. 機構(運営体制)	5
5. 蔵書状況	6
(1) 図書	
(2) 逐次刊行物	
(3) 視聴覚資料	
6. 令和4年度図書館利用概要	7～11
(1) 年度別入館者数及び利用者数	7
(2) 図書館利用登録者数	8
(3) 年齢区分別貸出利用者数	8
(4) 地区別貸出利用者数	8
(5) 貸出者数及び貸出冊数	9
(6) レファレンス(調査相談)等集計表	9
(7) インターネット等による予約件数	9
(8) サービスセンターでの受取件数・貸出件数	9
(9) 相互貸借借受・貸出集計表	9
(10) 発行物	9
(11) 団体貸出	10
(12) 移動図書館車ステーション別貸出人数及び貸出冊数	11
7. 令和4年度事業実施状況	12～14
(1) 事業実施一覧(一般・児童)	12
(2) 事業実施一覧(定期事業)	12
(3) 事業実施一覧(学校連携)	12
(4) 資料展示開催状況	13
(5) 学校・市民との連携事業・展示	13
(6) 事業実施一覧 (小樽市制100周年記念事業「海で拓かれた北海道の過去・現在・未来」)	14
8. 図書館条例・規則	15～18
■ 市立小樽図書館条例	
■ 市立小樽図書館条例施行規則	

1. 市立小樽図書館のあゆみ

大正 5年	8月	区立小樽図書館創立
大正 6年	8月	区立小樽図書館設置(小樽区役所内)
大正11年	8月	市政施行により市立小樽図書館と改称
大正12年	11月	旧図書館本館竣工
昭和17年	9月	書庫完成
昭和31年	7月	小樽博物館内に図書室開設
昭和41年	10月	博物館内図書室を市立小樽図書館手宮分室と改称
昭和43年	7月	市立小樽図書館協議会を設置
昭和47年	7月	市立小樽図書館北小樽分館(清水町3番1号)を開設(手宮分室を閉鎖)
昭和49年	7月	移動図書館車『そよかぜ号』運行開始(21ステーション)
昭和56年	7月	旧図書館解体 新図書館の建設に着手(旧館跡地)
昭和57年	11月	新図書館竣工
昭和58年	3月	新図書館開館
	5月	移動図書館車『うしお号』に更新
平成 9年	4月	総合・銭函・塩谷のサービスセンターでの図書返却受付開始
平成11年	12月	図書館ホームページの開設
平成12年	7月	都通り商店街『ふれあいプラザ』での図書返却受付開始
平成13年	4月	夜間開館を開始
		業務の電算化に着手(平成13~16年度の4か年計画)
平成16年	4月	郷土資料を除く一般書・児童書のデータベース化を終了し、図書館業務の電算化開始
平成17年	3月	郷土資料のデータベース化を終了
平成17年	4月	図書館業務の電算化を完全実施 開館時間を延長し、祝日開館を実施
平成18年	11月	創立90周年記念事業を実施
平成19年	4月	小樽商科大学図書館との連携貸出サービスを開始
平成21年	4月	図書館業務の電算システム更新を実施
	10月	市立小樽図書館北小樽分館 10月末で閉館
平成22年	6月	南樽市場内「みなみ」での図書返却受付開始
平成23年	4月	移動図書館車「わくわくブック号」に更新
平成25年	5・6月	新館オープン30周年記念事業を実施
平成26年	4月	図書館業務の電算システム更新を実施、インターネット予約開始
	7月	「スクール・ライブラリー便」事業を本格実施
平成27年	5月	小樽市立病院への図書提供支援事業開始
	8月	録音図書及び点字図書館資料の貸出事業開始
平成28年	6月	図書館フェイスブックを開始
	10月	創立100周年記念事業を実施

平成29年	10月	第1回「小樽市子どもの読書活動推進計画」検討委員会開催
	11月	第1回「としよかん発おたる子ども読書の日」を開催
平成30年	8月	一般閲覧室にAVコーナー設置
平成31年	3月	「小樽市子どもの読書活動推進計画」策定
令和元年	4月	図書館システム更新
令和2年	7月	ボクダン・メチコフスキー、セイコ・メチコフスキー(川上精子)夫妻からの寄附により 児童閲覧室、休憩コーナー、テラス、学習室等をリニューアル
令和3年	5月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用開始
	7月	図書貸出窓口を市内各サービスセンターに拡充 「おたるまちなか図書館」の試行開始
令和4年	8・9月	2022 小樽市制100周年記念事業「海で拓かれた北海道の過去・現在・未来」を実施

2. 施設の概要

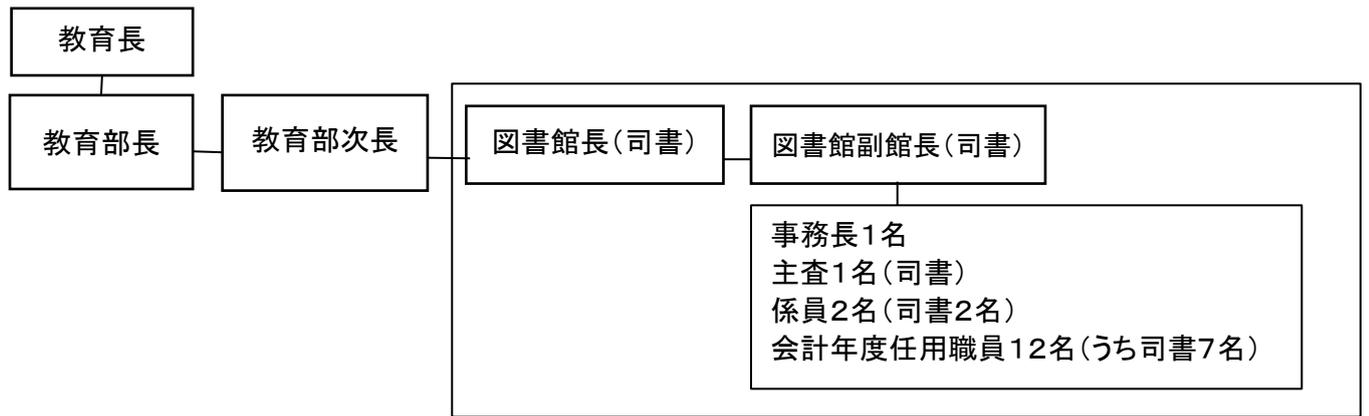
名 称	市立小樽図書館
所在地	小樽市花園5丁目1番1号
■ 構造・階数	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建
■ 敷地面積	2,316.5 m ²
■ 建築面積	1,110.9 m ²
■ 延床面積	2,489.034 m ²
総工費	6億6,800万円（設備を含む）
1 駐車場	12台収容
2 一般室	48席（軽読書コーナーを含む） ・ 開架図書 8万冊
3 児童室	26席 ・ 開架図書 3万冊
4 郷土資料室	24席 ・ 開架図書 1万冊 ・ 閉架図書 3万冊所蔵可能
5 地下保存書庫	17万冊所蔵可能
6 視聴覚室	70席
7 会議室	12席
8 学習室	36席
9 休憩コーナー	32席（うちテラス8席）
10 移動図書館書庫	1万冊所蔵可能
11 移動図書館車 わくわくブック号	平成23年製 三菱改造型マイクロバス 図書2,000冊積載

3. 図書館の予算

(単位：千円)

経費名	内 容	令和4年度	令和5年度	前年度比
管理運営費	図書館協議会経費	60	120	60
	会計年度任用職員報酬等	23,021	25,696	2,675
	図書館バス経費	673	519	▲ 154
	読書週間等経費	32	32	0
	図書館電算機関係経費	4,561	4,561	0
	管理経費 (旅費・コピー用紙等事務用品・郵送料 電話料・複写機使用料ほか)	1,389	1,548	159
	小 計	29,736	32,476	2,740
施設維持関係費	防災設備保守点検委託料	400	371	▲ 29
	施設維持補修費	100	100	0
	燃料・光熱水費	4,815	6,406	1,591
	清掃等委託料	6,111	6,449	338
	給油設備改修事業費	2,300	0	▲ 2,300
	学習室換気改善事業費	320	0	▲ 320
	小 計	14,046	13,326	▲ 720
図書等資料整備費	図書購入費	8,045	8,045	0
	新聞・雑誌購入費	1,955	1,955	0
	小 計	10,000	10,000	0
図書館システム 整備事業費	図書館システム整備事業費	0	14,500	14,500
	小 計	0	14,500	14,500
子ども読書活動 推進事業費	会計年度任用職員報酬 ほか	1,979	2,058	79
	小 計	1,979	2,058	79
学校図書支援対策 事業費	図書購入費	1,000	0	▲ 1,000
	小 計	1,000	0	▲ 1,000
海の学び事業費	講演会・展示等開催経費	1,150	0	▲ 1,150
	小 計	1,150	0	▲ 1,150
新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金事業	感染拡大防止対策事業費	128	0	▲ 128
	小 計	128	0	▲ 128
	合 計	58,039	72,360	14,321

4. 機構(運営体制)



5. 蔵書状況

(1) 図書

(単位:冊)

区分	本館	移動図書館	SL便	合計	割合(%)
総記	7,818	52	2	7,872	2.4
哲学	10,020	164	2	10,186	3.1
歴史	21,898	167	9	22,074	6.8
社会科学	38,380	297	5	38,682	11.9
自然科学	13,595	234	5	13,834	4.3
技術(工学・工業)	13,931	839	3	14,773	4.6
産業	6,429	122	2	6,553	2.0
芸術	18,735	1,361	21	20,117	6.2
言語・語学	3,225	34	7	3,266	1.0
文学	85,474	7,019	73	92,566	28.5
郷土資料	37,211	30	2	37,243	11.5
一般書計	256,716	10,319	131	267,166	82.3
児童	45,488	4,641	7,327	57,456	17.7
合計	302,204	14,960	7,458	324,622	100.0

※児童には紙芝居1,055巻を含む。 ※分類は日本十進分類法による。

※令和3年度より学校巡回文庫の蔵書はSL便と合算した。

(2) 逐次刊行物

(単位:誌)

	購入	寄贈	合計
雑誌	96	95	191
新聞	7	17	24

※小樽新聞 明治28年5月以降
 ※北海タイムス 大正元年8月以降
 ※北海道新聞 昭和17年10月以降

(3) 視聴覚資料

種類	大型絵本	エプロンシアター	パネルシアター	ペープサート	ジャンボ紙芝居	マイクロフィルム
所蔵数	304	40	109	14	17	1,144

種類	16ミリ/8ミリフィルム	ビデオ	DVD	朗読CD
所蔵数	79	860	527	466

6. 令和4年度図書館利用概要

人 口	107,908 人		
(令和5年3月末現在)			
開館日数(本館)	294 日	蔵書冊数	324,622 冊
入館者数(本館)	141,696 人	蔵書受入数	6,574 冊
利用者数(全館)	175,070 人	内 訳	
図書館利用登録者数	43,889 人	購入図書冊数	4,970 冊
貸出者数(全体)	75,228 人	寄贈図書冊数	1,604 冊
貸出冊数	286,522 冊	除籍図書冊数	3,046 冊
(団体貸出を含む)		図書等資料整備費	10,000 千円

- 1日当たりの入館者数 入館者数 ÷ 開館日数 = 481 人
- 市民1人当たりの貸出冊数 貸出冊数 ÷ 人 口 = 2.66 冊
- 人口1人当たりの蔵書数 蔵書冊数 ÷ 人 口 = 3.01 冊
- 人口1人当たり資料整備費 資料整備費 ÷ 人 口 = 93 円

(1) 年度別入館者数及び利用者数

区分	本館			全館
	開館日数	入館者数	1日当たり 入館者数	利用者数
30	293	179,460	612	243,150
元	294	170,903	581	208,701
2	248	114,452	461	150,524
3	272	111,255	409	148,720
4	294	141,696	481	175,070

※利用者数とは、入館者数、移動図書館及び貸出文庫の貸出者数、また、スクールライブラリー便などの学校利用者数のほか、館外での事業利用者数の合計。

(2) 図書館利用登録者数

年度	登録者数	人 口
30	39,418	115,621
元	40,777	113,728
2	41,783	111,634
3	42,806	109,712
4	43,889	107,908

(3) 年齢別貸出人数

年齢	0～5才	6～12才	13～18才	19～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上	合計
人数	1,166	4,573	1,177	1,645	4,861	8,400	9,902	12,788	25,030	69,542
割合(%)	1.7	6.6	1.6	2.4	7.0	12.1	14.2	18.4	36.0	100

(4) 地区別貸出利用者数

地区	利用者数(人)	割合%
相生町	132	0.19
赤岩	912	1.31
旭	0	0.00
朝里	747	1.07
朝里川温泉	369	0.53
石山町	300	0.43
稲穂	3,379	4.86
入船	3,618	5.20
色内	1,183	1.69
梅ヶ枝町	555	0.80
奥沢	2,080	2.99
忍路	163	0.23
オタモイ	1,725	2.48
勝納町	450	0.65
桂岡町	1,050	1.51
幸	1,910	2.75
堺町	49	0.07
桜	4,463	6.42
潮見台	714	1.03
塩谷	1,160	1.67
東雲	448	0.64

地区	利用者数(人)	割合%
清水町	429	0.62
祝津	1,017	1.46
新光及び新光町	4,227	6.08
新富町	536	0.77
末広町	576	0.83
住ノ江	508	0.73
住吉町	563	0.81
銭函	1,841	2.65
高島	465	0.67
築港	755	1.09
手宮	226	0.32
天神	986	1.42
富岡	3,433	4.94
豊川町	241	0.35
長橋	3,254	4.68
錦町	353	0.51
信香町	144	0.21
花園	6,082	8.74
張碓町	243	0.35
春香町	68	0.10
船浜町	52	0.07

地区	利用者数(人)	割合%
望洋台	849	1.22
星野町	2,123	3.05
真栄	1,030	1.48
松ヶ枝	1,676	2.41
緑	4,740	6.82
港町	5	0.01
見晴町	112	0.16
最上	3,163	4.55
桃内	76	0.11
山田町	748	1.08
蘭島	277	0.40
若竹町	1,150	1.65
若松	398	0.57
その他地区	893	1.28
後志管内	235	0.34
札幌市	661	0.95
合 計	69,542	100

(5) 貸出者数及び貸出冊数

年度	区分	本館		移動図書館		貸出文庫等		合計	
		貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数
30		67,315	277,112	4,436	20,838	31,074	36,826	102,825	334,776
元		67,550	263,167	4,230	20,747	7,706	13,802	79,486	297,716
2		53,573	217,419	3,324	14,967	8,972	14,882	65,869	247,356
3		55,756	216,916	3,736	17,034	8,832	14,862	68,324	248,812
4		65,486	256,875	4,056	19,825	5,686	9,822	75,228	286,522

(6) レファレンス(調査相談)等集計表

種別	年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
レファレンス件数		4,750	4,133	2,437	2,474	3,987
予約件数	本館	22,769	23,699	22,387	34,205	32,955
	移動図書館	5,791	5,722	5,538	5,639	7,149
	合計	28,560	29,421	27,925	39,844	40,104
購入希望件数	希望件数	1,459	1,389	1,257	1,359	1,326
	採用件数	1,257	1,269	1,201	1,265	1,194
	不採用件数	202	120	56	94	132

(7) インターネット等による予約件数

	カウンター予約	OPAC予約	WEB予約	予約合計
2年度	11,785	1,060	15,080	27,925
3年度	16,546	1,176	22,122	39,844
4年度	15,871	1,501	22,732	40,104

(8) サービスセンターでの受取件数・貸出件数

年度		2年度	3年度	4年度
駅前SC	受取件数	—	188	299
	貸出冊数	—	407	588
銭函SC	受取件数	—	228	376
	貸出冊数	—	679	937
塩谷SC	受取件数	—	5	2
	貸出冊数	—	20	9

(9) 相互貸借借受・貸出集計表

年度	2年度	3年度	4年度
借受件数	116	127	136
借受冊数	477	474	550
貸出件数	251	247	256
貸出冊数	688	577	540

(10) 発行物

- ◆ 図書館だより「しらかば」(一般向けの図書館だより) 毎月発行
- ◆ きっずおたる(子ども向けの図書館だより) 毎月発行
- ◆ 移動図書館わくわくブック号 運行ダイヤ 年2回発行
- ◆ 図書館要覧(令和3年度の利用概要) 年1回発行
- ◆ たるばとレポート(学校図書館通信) 随時(3回発行)

(11) 団体貸出

① 貸出文庫

団 体 名
(1)一般
あさりファミリア
(2)児童
桜小学校放課後児童クラブ B
奥沢小学校放課後児童クラブ
朝里小学校放課後児童クラブ A
朝里小学校放課後児童クラブ B
朝里小学校放課後児童クラブ C
長橋小学校放課後児童クラブ A
長橋小学校放課後児童クラブB
桂岡小学校放課後児童クラブ
銭函小学校放課後児童クラブ
張碓小学校放課後児童クラブ
手宮中央小学校放課後児童クラブA
手宮中央小学校放課後児童クラブB
花園小学校放課後児童クラブA
花園小学校放課後児童クラブB
幸小学校放課後児童クラブA
幸小学校放課後児童クラブB
小樽明峰高等学校
児童デイサービスくれよん

貸出文庫 19文庫

②スクールライブラリー便

小学校名	中学校名
忍路中央小学校	忍路中学校
塩谷小学校	長橋中学校
高島小学校	北陵中学校
幸小学校	西陵中学校
手宮中央小学校	菁園中学校
稲穂小学校	松ヶ枝中学校
花園小学校	潮見台中学校
奥沢小学校	桜町中学校
潮見台小学校	望洋台中学校
桜小学校	朝里中学校
望洋台小学校	銭函中学校
朝里小学校	
張碓小学校	
桂岡小学校	
銭函小学校	

15小学校

11中学校

(12) 移動図書館車「わくわくブック号」ステーション別貸出人数及び貸出冊数

ステーション名	貸出人数	貸出冊数		
		一般書	児童書	合計
1 ラポール東小樽前	145	626	76	702
2 ベイシティガーデン小樽前	217	638	1	639
3 若竹会館前	98	443	2	445
4 真栄龍徳寺前	206	870	20	890
5 蘭島駅前	118	550	120	670
6 塩谷団地市営5号棟前	15	78	14	92
7 忍路大忠寺前	29	134	1	135
8 塩谷サービスセンター前	31	72	42	114
9 ビレッジハウス銭函前	135	819	24	843
10 張碓町民会館前	48	130	81	211
11 ヤチダモ公園横	64	198	52	250
12 北海信用金庫朝里支店前	556	2,377	210	2,587
13 桂岡中央公園横	256	1,215	62	1,277
14 桂岡ひばりが丘公園横	182	901	31	932
15 星野会館前	76	300	87	387
16 銭函千葉歯科医院駐車場	327	1,068	81	1,149
17 あさりファミリア駐車場	73	505	0	505
18 望洋ふれあいセンター前	192	746	134	880
19 セブンイレブン桜町店横	143	469	96	565
20 さくら幼稚園前	115	503	136	639
21 奥沢中央町会会館前	46	230	26	256
22 真正寺駐車場	46	233	125	358
23 長橋久保組前	74	337	25	362
24 幸会館前	46	302	0	302
25 オタモイ育成院前	126	552	24	576
26 消防署オタモイ支署	92	521	0	521
27 北海道信用金庫高島支店前	17	52	1	53
28 祝津三浦水産前	17	128	12	140
29 高島団地市営52-2号棟前	36	93	4	97
30 祝津かもめ会館前	124	678	73	751
31 手宮公園会館前	38	229	5	234
32 豊川郵便局前	128	455	24	479
33 赤岩会館前	44	169	87	256
34 児童行事・その他	196	889	639	1,528
合 計	4,056	17,510	2,315	19,825

※運行日数175日、運行回数628回

7. 令和4年度事業実施状況

(1) 事業実施一覧(一般・児童)

行事	内容	開催日
◆講演会「渡辺さんに聞く 国鉄時代の思い出」	渡辺真吾氏による講演会(12名)	4月10日
◆子ども読書週間行事 記念講演「児童文学ファンタジー大賞」の歩み	工藤左千夫氏による講演会(35名)	4月23日
◆第6回としょかん発 おたる子ども読書の日	絵本作家こぐれけいすけ氏の絵本ライブ(33名) 市長による絵本の読み聞かせ(25名) どきどき司書体験(1名) おたる子ども劇場人形劇サークル「ぐうちよきばあ」によるワークショップ(26名) 来て！見て！わくわくブック号(101名) たるばとブックフェスティバル(70名) 司書のおはなし会(11名)	5月5日
◆開講します！小樽図書館YA司書養成講座	YA世代向け司書養成講座(16名)	6月11日 8月13日 10月8日 12月10日 2月11日
◆平和映画上映会	ドキュメンタリー「沖縄戦全記録」・アニメ「48色の夢のクレヨン」上映(8名)	8月14日
◆大人のおはなし会 ～語りつがれる民話たち～	「札幌おはなしの会」によるおはなし会(12名)	11月9日
◆「小樽まちかど再発見」～番外編～	山川先生と語る歴史～『榎本武揚と小樽』(19名)	12月11日
◆出動！おたるPOLICE 2023	警察官による交通事故防止等のための児童向けイベント(40名)	1月21日
◆まち育てふれあいトーク	暮らしに役立つ図書館の利用ガイドンス・おはなし会を実施 新光南町会・銭函小学校他 全8回(704名)	随時 4～2月

(2) 事業実施一覧(定期事業)

行事	内容	開催日
◆おたる図書館シネマ座	1部 映画上映、2部 シネマトーク(10回・161名)	年10回
◆ミュージックプロムナード	CDコンサート(テーマによる曲解説付)(6回・58名)	年6回
◆たるびよタイム	0歳児から未就園児童と保護者を対象としたおはなし会等(39回・192名)	月末を除く毎週金曜日
◆たるばとクラブ	小学生を対象としたおはなし会、工作、アニメ上映会など(22回・214名)	毎月第1・3土曜日
◆おはなしの会	人形劇サークル「ぐうちよきばあ」によるおはなし会(9回・56名)	毎月1回

(3) 事業実施一覧(学校連携)

行事	内容	摘要
◆スクール・ライブラリー便	学校図書館読書活動用(小学校15校 中学校11校 計7,712冊)	継続
◆学校図書館運営相談	読書・調べ学習・学校図書館全般の相談(小学校13校 中学校7校)	継続
◆施設見学	(小学校7校)	継続
◆学校授業支援	(小学校4校)	継続
◆おはなし会・ブックトーク	まち育てふれあいトークの再掲(小学校7校)	継続
◆学校図書館通信たるばとレポート	学校図書館の活動報告・新刊紹介等 3号発行	継続
◆学校司書支援	学校司書初任者研修・学校司書会議等(8回)	継続
◆学校ブックフェスティバル	(小学校3校 523名)	継続
◆わくわくブック号がやってくる	(小学校3校 390名 中学校1校7名)	継続

7. 令和4年度事業実施状況

(4) 資料展示開催状況(◆一般●児童)

開催月	テーマ(一般・児童)
4	◆こんなのあります～郷土書庫資料展(一般)◆春の交通安全運動(一般)◆春の火災予防運動(一般) ●めぐりめぐる(児童)●児童文学ファンタジー大賞の歩み(児童)
5	●としょかんで遠足(児童)
6	●かいけつゾロリ大集合(児童)●ハテナシートに挑戦(児童)
7	◆一万円選書～北の小さなまちの小さな本屋いわた書店のひみつと本のできるまで～(一般) ◆●ポプラ社の本大集合！～怪盗ルパンからかいけつゾロリまで～(一般・児童) ●読書感想文課題図書・指定図書(児童)
8	◆戦争関連本(一般)●たのしい本がいっぱい(児童)
10	●ゲーム絵本の世界(児童)◆読む・知る・認知症 2022(一般) ◆おたるBook Art Week 2022 「本のフルコースセレクション～選書はひとを映す鏡」(一般) ◆税関150周年記念(一般) ◆笹原肇作品展(一般)
11	●山脇百合子追悼展示(児童)●みんなおしえて！図書館の児童室に入れてほしい本はなんですか？(児童) ●メリークリスマス(児童) ◆冬の交通安全運動(一般)「暗い夜道 命を守る 反射材」
12	●北海道青少年のための200冊(児童)
1	◆特殊詐欺にだまされない！(一般)◆「小さなアーティストたち 自分の好きを形に」作品展(一般) ●「中学生の中学生による中学生のためのおすすめ本」展(児童)
計	一般展示(11回)児童展示(14回)

(5) 学校・市民との連携事業・展示

事業・展示	内容	開催月
◆西陵中学校読書ゆうびん	西陵中学校生徒のおすすめ図書を紹介	7
◆図書館の図鑑第4巻	「LGBTQって知ってるかい？」－多様性にかかれたまち、小樽になるために－	11、12
◆稲穂小学校図書館PRポスター紹介	稲穂小学校児童が作成した図書館のPRポスターを紹介	2
◆小樽図書館は学校図書館を応援しています	スクール・ライブラリー(SL)便／脱スマホ！本の世界に飛び込もう！！(DS便)専用図書特別貸出	3

7. 令和4年度事業実施状況

(6)事業実施一覧(2022 小樽市制100周年記念事業「海で拓かれた北海道の過去・現在・未来」)

行事	内容	開催日
◆展示 小樽港歴史年表 触ってみよう灯台ペーパークラフト クイズ&スタンプラリーに挑戦! 海の学び 図書紹介コーナー	港や海に関わる資料展示・図書の紹介等	8月27日～ 9月29日
◆展示 海のクイズ&クリオネ観察にチャレンジ! 蘭越町貝の館紹介コーナー		8月27日～ 9月15日
◆日和山灯台を作ろう! ◆講演「北海道開拓と海との関わり～北海道の開拓を照らした灯台～」	ペーパークラフト作成体験(5名) 山本雅晴氏による講演(11名)	8月28日
◆たるばとクラブ 海・海・海!(再掲)	海にちなんだおはなし会・工作(14名)	9月3日
◆たるばとクラブスペシャル 海の資源を考えよう(再掲)	西塚周平氏による子ども向けの食育講座(14名)	9月4日
◆講演「クリオネと海洋酸性化」	山崎友資氏による講演(15名)	9月10日
◆映画上映会「喜びも悲しみも幾歳月」	映画上映会(25名)	9月11日
◆映記録映画上映会「海を照らす人々」	記録映像の常時上映	9月16日～ 9月29日
◆展示 もっと知りたい! 海上保安庁	3D海図、制服着用体験	
◆迷路に挑戦! 小樽港の歴史を学ぼう	小樽港に関するクイズを設置した立体迷路に挑戦(983名)	9月17日～ 9月19日
◆VRで知ろう海上保安庁!	VR(ヴァーチャル・リアリティ)による船内見学体験等(40名)	9月23日～ 9月25日
◆海上保安庁職業案内	海上保安庁職員との対話を通し、海の安全を守る業務について学ぶ(8名)	9月24日
◆海上保安庁プレゼンツ うみがめマリンの大冒険!	海上保安庁職員による紙芝居の読み聞かせ(22名)	9月25日
◆うみまる・うーみんがやってくる!	海上保安庁マスコットとのふれあい体験、撮影会等(40名)	
◆海の危険ーとっさに身を守るには	海上保安庁職員によるレクチャー(16名)	

市立小樽図書館条例

全部改正 昭和57年12月24日条例第38号
最近改正 平成28年 7月13日条例第40号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に基づき市民の教育と文化の発展に寄与するため、市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
市立小樽図書館	小樽市花園5丁目1番1号

(事業)

第3条 市立小樽図書館(以下「図書館」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理、保存及び利用についてのこと。
- (2) 貸出文庫、巡回文庫及び移動図書館についてのこと。
- (3) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会及び資料展示会等についてのこと。
- (4) 館報その他読書資料の発行等についてのこと。
- (5) 時事情報及び参考資料の紹介等についてのこと。
- (6) その他必要と認めること。

(職員)

第4条 図書館に館長及び必要な職員を置く。

(入館の制限等)

第5条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号の一に該当する者に対しては入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 建物、付属設備、図書館資料又は備付の物件をき損し、又は滅失するおそれのある者
- (3) その他図書館の管理上支障があると認められる者

(損害の賠償)

第6条 利用者が、その利用により建物、付属設備、図書館資料又は備付の物件をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害の額を賠償しなければならない。

(図書館協議会)

第7条 法第14条の規定に基づき、図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 委員会が行う公募に応じた者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 協議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 7 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 協議会の会議(以下単に「会議」という。)は委員長が招集し、委員長はその議長となる。
- 10 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員(議長である委員を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 13 協議会の庶務は、図書館において行う。
- 14 この条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

(分館等)

第8条 委員会が、必要と認めるときは分館及び閲覧所等を設置することができる。

(廃止)

第9条 図書館を廃止するときは、市議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行日において、現にこの条例による改正前の市立小樽図書館条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による協議会の委員である者は、旧条例による任期内に限り、この条例により選任された者とみなす。

附 則(平24.3.15条例18)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平28.7.13条例40)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の市立小樽図書館条例第7条第3項の規定、第2条の規定による改正後の小樽市総合博物館条例第8条第3項の規定、第3条の規定による改正後の市立小樽文学館条例第8条第3項の規定及び第4条の規定による改正後の市立小樽美術館条例第16条第3項の規定は、それぞれこの条例の施行の際現に在任する図書館協議会、博物館協議会、文学館協議会及び美術館協議会の委員（以下「各委員」という。）の任期満了後に行われる各委員の選任から適用する。

市立小樽図書館条例施行規則

全部改正 昭和58年 1月22日教委規則第3号
最近改正 平成28年 3月30日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 市立小樽図書館条例(昭和57年小樽市条例第38号)の施行については、この規則の定めるところによる。

(開館時間及び休館日)

第2条 市立小樽図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は、次の各号に掲げる日(次項の規定により休館日に当たる日を除く。)の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 午前9時30分から午後5時まで
 - (2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時30分から午後7時まで
- 2 図書館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。
- (1) 月曜日(同日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合を除く。)
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (3) 整理日(毎月の最終金曜日をいう。)
 - (4) 特別整理期間(教育委員会(以下「委員会」という。)が定める6月中の6日間をいう。)に当たる日
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、前2項に定める開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(職員)

第3条 図書館に館長のほか、事務長、主査その他必要な職員を置く。

- 2 図書館に副館長を置くことができる。
- 3 館長は、上司の命を受けて、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副館長は、館長を補佐して、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 事務長は、上司の命を受けて、館務を掌理する。
- 6 主査は、上司の命を受けて、その処理すべきものとされた事務を掌理する。
- 7 第3項から前項までに規定する職員以外の職員は、上司の命を受けて、館務に従事する。

(館内利用)

第4条 図書館の所有する図書その他資料(視聴覚教育の資料を除く。以下これらを「図書館資料」という。)を利用しようとする者は、図書閲覧票(様式第1号)に所定の事項を記入し、申し込まなければならない。

- 2 図書館資料は、所定の場所で利用しなければならない。

(館外利用)

第5条 前条の規定にかかわらず、市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者及び館長が特に認める者は、図書館資料の貸出しを受けて、館外における利用(以下「館外利用」という。)をすることができる。

- 2 初めて館外利用をしようとする者は、館長に利用者カード申込書(様式第2号)を提出し、及び身分を証明することができるもので館長が認めるものを提示し、利用者カード(様式第3号)の交付を受けなければならない。
- 3 利用者カードの交付を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは利用者カードを提示しなければならない。
- 4 図書館資料の貸出しは、1人につき10冊以内とし、その貸出し期間は2週間以内とする。
- 5 利用者カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 6 利用者カードを紛失し、若しくは損傷したとき又はその記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。
- 7 次の図書館資料は、貸出しをしない。
 - (1) 貴重な郷土資料
 - (2) 各種新聞、官公報及び新着雑誌
 - (3) 辞典、事典、年鑑及び地図
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、館長が必要と認めたもの

(視聴覚教育の資料及び機器の利用)

第6条 視聴覚教育の資料(以下この条において「資料」という。)は、映画フィルム、スライドフィルム、紙しばい、ビデオテープ、録音テープ及びレコードとする。

- 2 資料は、市内の学校、社会教育関係団体その他館長が適当と認めた団体(以下この条において「団体」という。)に貸出しするものとする。ただし、大型版を除く紙しばい(以下この条において「紙しばい」という。)については、この限りでない。

- 3 資料の貸出しを受けようとする団体は、視聴覚資料貸出し申込書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。
- 4 資料は、その使用について次の各号のいずれかに該当するときは貸出しをしない。
 - (1) 営利を目的として使用するとき。
 - (2) 特定の政党の政治的活動及び特定の宗教的活動のために使用するとき。
 - (3) 前2号に掲げるほか、館長が不相当と認めたとき。
- 5 資料の貸出し期間及び貸出し数量については、館長が定める。
- 6 紙しばいの館外利用については、各項に定めるもののほか、前条の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「10冊以内」とあるのは、「2巻以内」と読み替えるものとする。
- 7 視聴覚機器を使用しようとする団体は、視聴覚機器使用申込書(様式第4号の2)を提出し、館長の承認を受けなければならない。

(貸出し文庫及び巡回文庫)

- 第7条 貸出し文庫及び巡回文庫(以下「文庫」という。)は、10人以上で構成される市内の団体が開設することができる。
- 2 文庫を開設しようとする団体の代表者は、文庫開設申請書(様式第5号。以下「申請書」という。)を、館長に提出しなければならない。
 - 3 館長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、必要な事項を審査し、文庫を開設することが相当と認めたときは、文庫開設承認書(様式第6号)を交付するものとする。
 - 4 文庫に対する図書館資料の貸出し期間及び貸出し冊数については、館長が定める。
 - 5 文庫を開設している団体が文庫を廃止するときは、貸出しを受けている図書館資料を返納し、文庫廃止届(様式第7号)により館長に届け出るものとする。

(移動図書館)

- 第8条 委員会は、必要な地域に移動図書館を設けることができる。
- 2 移動図書館の利用については、第5条第1項から第6項までの規定を準用する。

(図書館資料の寄贈)

- 第9条 寄贈を受けた図書館資料は、その品目、員数及び寄贈者の住所、氏名等を記録して保管しなければならない。

(個人の所有する図書等の預かり及び閲覧)

- 第10条 個人の所有する図書その他資料(以下これらを「図書等」という。)を図書館に預け、公衆の閲覧に供しようとする者は、当該図書等の品目、員数等を詳しく記載した文書等を委員会に提出してその承認を得た後、当該図書等を図書館に送達するものとする。
- 2 前項の図書等は、別に定めのある場合を除き、図書館資料と同様に取り扱わなければならない。

(委任)

- 第11条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

- | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| 付 則(昭60. 2. 8教委規則1) | 付 則(平元. 1. 8教委規則1) | 付 則(平 2. 4. 4教委規則10) |
| 付 則(平 3. 2.12教委規則1) | 付 則(平 3. 4.24教委規則2) | 附 則(平 6. 3.30教委規則7) |
| 附 則(平10. 3.26教委規則4) | 附 則(平10. 6.25教委規則11) | 附 則(平13. 3.29教委規則5) |
| 附 則(平15 .10.17教委規則9) | 附 則(平17. 3.25教委規則9) | 附 則(平18 10. 5教委規則6) |

附 則(平21.10. 5教委規則12)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。
(市立小樽図書館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の市立小樽図書館条例施行規則の規定により作成された用紙がある場合は、当分の間、これに必要な訂正を加えた上で使用することができる。

附 則(平28. 3.30教委規則7)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式(略)